

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部課室における平素の業務

市の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための業務を、防災を始め様々な危機管理体制の強化に関する業務と併せて行うものとする。

また、国民保護に関する措置の総括、各部課室間の調整、企画立案等のほか、以下の国民保護措置に係る平素の業務については、総務部総務課が行うものとする。

〈国民保護に関する市の平時の主な事務〉

	業 務	根 拠
国 民 保 護 法	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織、ボランティア団体への必要な支援 ○国民保護対策本部に関する条例の制定 ○市国民保護計画の作成 ○市国民保護協議会の設置・運営 ○市国民保護協議会に関する条例の制定 ○組織の整備等 ○国民の保護のための措置についての訓練の実施 ○自ら管理する生活関連等施設の安全確保に必要な措置 ○避難及び救援等に必要な物資及び資材の備蓄等 ○国民保護措置の実施に必要な物資及び資材の備蓄等 ○備蓄物資等の供給に関する相互協力 ○避難施設の管理者としての協力等 ○特殊標章等の管理・交付等 	<ul style="list-style-type: none"> 第4条 第31条 第35条 第39条 第40条⑧ 第41条 第42条① 第102条 第142条 第145条 第147条 第149条 第158条
基 本 指 針	<ul style="list-style-type: none"> ○国民の権利利益の迅速な救済に向けた処理体制の確保 ○高齢者、障害者、外国人等への安全確保及び支援体制の整備 ○関係機関相互の連携体制の確保 ○市民への啓発 ○複数の避難実施要領のパターン作成及び伝達方法の定め ○府による避難施設指定への協力 ○武力攻撃原子力災害への対処体制の整備 ○情報の収集及び提供体制の整備 ○通信の確保 ○運送の確保 ○交通の管理（道路管理者） ○ライフライン施設の機能の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 第1章—2 第1章—3、7 第1章—4 第1章—5 第4章—4 第4章第1節—5 第4章第3節—3(2) 第4章第4節—1(1) 第4章第4節—2(1) 第4章第4節—3(1) 第4章第4節—4(1) 第4章第5節—2(1)

2 市職員の参集基準等

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、消防本部との連携を図りつつ当直等の強化を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行う。また、国民の権利利益の救済の手續等について迅速な対応ができるよう、体制の整備に努める。

【市地域防災計画に従った非常参集体制】

1 勤務時間内

- (1) 配備についていない場合も、常に災害に関する情報、本部関係の指示内容に注意する。
- (2) 勤務場所を離れる場合は、所属の長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
- (3) 待機該当職員は、原則として、すべての行事、会議への出席、出張等を中止する。
- (4) 自らの言動により住民等に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を行う。

2 勤務時間外（自主参集）

- (1) 事態が発生し又は推定されるときは、自己及び家族の安全を確保した後、自主的に所属の勤務地又はあらかじめ指定された場所に参集する。
- (2) 事態の状況により勤務地への参集が不可能な場合は、住所地の支部設置庁舎に参集し、各支部の責任者の指示に基づき事態の対処に当たる。病気その他やむを得ない事情によりいずれの施設にも参集不可能な場合は、なんらかの手段によりその旨を所属の長又は最寄施設責任者へ連絡する。
- (3) 緊急に参集する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、作業等に適する服・ヘルメット・安全靴等安全を確保するための装備着用、食料1食分、水筒（ペットボトル入り可）及びラジオとする。
- (4) 特に認める者を除き自動車は利用しない。
- (5) 参集途上においては、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

(1) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【職員参集基準】

体制	参集基準
①総務課体制	総務部総務課消防防災係職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制	すべての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	①

	市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③

(2) 職員への連絡手段の確保

市対策本部員、初動体制職員及び総務部総務課消防防災係職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、ポケットベル等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(3) 代替職員の確保

市対策本部員、初動体制職員及び総務部総務課消防防災係職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の代替職員を指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長等代替職員については、市地域防災計画のとおりとする。

〈市地域防災計画に定める代替順位〉

区 分	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位以下
本部長	助 役	収 入 役	教 育 長	消 防 長	総務部長 以下別に定める
副本部長	総 務 部 長	企画政策部長	議会事務局長	以下別に定める	
副本部長（消防）	消防次長	消防署長	以下別に定める		
副本部長（教育）	教育次長	教育理事	以下別に定める		
各支部の支部長	市民福祉課長	地域事業課長	以下別に定める		
各部の部長	庶務担当課長	以下、その他の課長の順で各部ごとに別に定める			
各班の班長	各課各班ごとに別に定める				

(4) 参集した職員の服務基準

前記(3)①から③の体制ごとの、参集した職員の行うべき所掌事務は、次のとおりである。

体 制	所 掌 事 務
総務課体制	1 関係機関との連絡調整、情報収集に関すること。 2 総務部長への報告に関すること。 3 状況により速やかな体制の移行を図ること。
緊急事態連絡室体制	市国民保護対策本部体制に準じ、所掌事務第3編第2章別表2に準じる。
市国民保護対策本部体制	第3編第2章別表2のとおりとする。

(5) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

ア 交代要員の確保その他職員の配置

イ 食料、燃料等の備蓄

ウ 自家発電設備の確保

エ 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、府と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、府と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

〈国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧〉

損失補償 (法第159条①)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条②)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条③)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条①、⑤)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条①、③、第80条①、第115条①、第123条①)
不服申立てに関する事。 (法第6条、第175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、第175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、京丹後市文書規程（平成16年訓令第6号）等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、府、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、府、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

資料編・関係機関連絡先一覧

2 府との連携

(1) 府の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき府の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、府と必要な連携を図る。なお、府は、広域振興局のブロックごとに危機管理関係機関連絡会議を設置し、府及び市町村間の危機管理に関する連携を強化している。したがって、市は、丹後広域振興局との連携を密に図る。

〈丹後広域振興局連絡先〉

担当部局	所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス
企画総務部総務室 (峰山総合庁舎1階)	京丹後市峰山 町丹波855	(0772) 62—4301	(0772) 62—5894	tanshin-ki-kikaku@pref.kyoto.lg.jp

〈危機管理監付連絡先〉

所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁1号館1階	(075) 414—5613	(075) 414—5617	kikikanri@pref.kyoto.lg.jp

(2) 府との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、府との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の府への協議

市は、府との国民保護計画の協議を通じて、府の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 府警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関

する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、府警察と必要な連携を図る。

3 近隣市町との連携

(1) 近隣市町との連携

市は、近隣市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町相互間の連携を図る。なお、丹後広域振興局管内市町で設置している国民保護計画策定に係る市町村連絡会議等を活用して、連絡を図るよう努める。

〈丹後広域振興局管内市町及び豊岡市連絡先〉

市町担当部局	所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス
宮津市総務室	宮津市柳縄手345—1	(0772) 22—2121	(0772) 25—1691	bousai@city.miyazu.kyoto.jp
伊根町総務課	伊根町字日出651	(0772) 32—0501	(0772) 32—1009	info@town.ine.kyoto.jp
与謝野町総務課	与謝野町字岩滝1798—1	(0772) 46—3004	(0772) 46—2851	info@town.yosano.kyoto.jp
豊岡市総務部防災課	豊岡市中央町2—4	(0796) 23—1111	(0796) 24—2575	info@city.toyooka.lg.jp

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等を活用すること等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

資料編 ・ 京都府広域消防相互応援協定書
 ・ 京都府広域消防相互応援協定実施細目
 ・ 消防相互応援協定締結先一覧
 ・ 日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

資料編 ・ 関係機関連絡先一覧

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認する。併せて、北丹医師会と締結している「災害時における医療救護活動に関する協定」により、北丹医師会との平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知

見を有する機関との連携に努める。

資料編 ・ 医療機関一覧

・ 他自治体、民間団体等との相互応援協定締結先一覧

第3 自主防災組織、ボランティア団体、民間団体との連携等

1 自主防災組織との連携及び育成強化

武力攻撃災害が発生した場合には、被害の防止や軽減を迅速かつ効果的に実施されるよう、地域住民で組織する自主防災組織の役割は重要となる。

このため、市は、防災のための連携体制を踏まえ、自主防災組織の核となるリーダーの研修、防災資機材等の配備、訓練の実施等を行い、自主防災組織の育成強化に努める。

なお、本市は、自主防災組織の育成を図るため、防災資機材を購入する自主防災組織に対し、京丹後市自主防災組織補助金交付要綱（平成18年告示第32号）に基づき、補助金の交付を行っている。対象となる自主防災組織は、自治会を単位として組織された団体としている。

2 ボランティア団体との連携及び活動環境の整備

地震など大規模な自然災害が発生した場合において、ボランティアによる活動が大きな役割を果たすことが明らかにされている。これは、武力攻撃災害の発生した場合においても同様な役割が期待される。このため、市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社京都府支部、市社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、ボランティア活動が円滑に行われるよう、「ボランティアセンターの円滑な運営」や「生活環境への配慮」（健康管理上の注意喚起、活動時間の管理、医療体制の確保、トイレや休憩場所の確保等）といった活動環境の整備に努める。

3 民間団体との連携

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、市内事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

なお、本市では、資料編に掲げるとおり「京都府エルピーガス協会京丹後支部」、「市内郵便局」、「京丹後市アマチュア無線災害ボランティア」、「北丹医師会」、「建設業者」、「電気業者」及び「近畿コカ・コーラボトリング株式会社」と災害時における協定を締結している。

資料編 ・ 他自治体、民間団体等との相互応援協定締結先一覧

第4 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルート
の多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用
し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

(3) 災害時優先電話の活用

市では、NTT西日本により提供されている災害時優先電話の効果的な活用を図る。

資料編・災害時優先電話一覧

第5 情報収集・提供等の体制整備

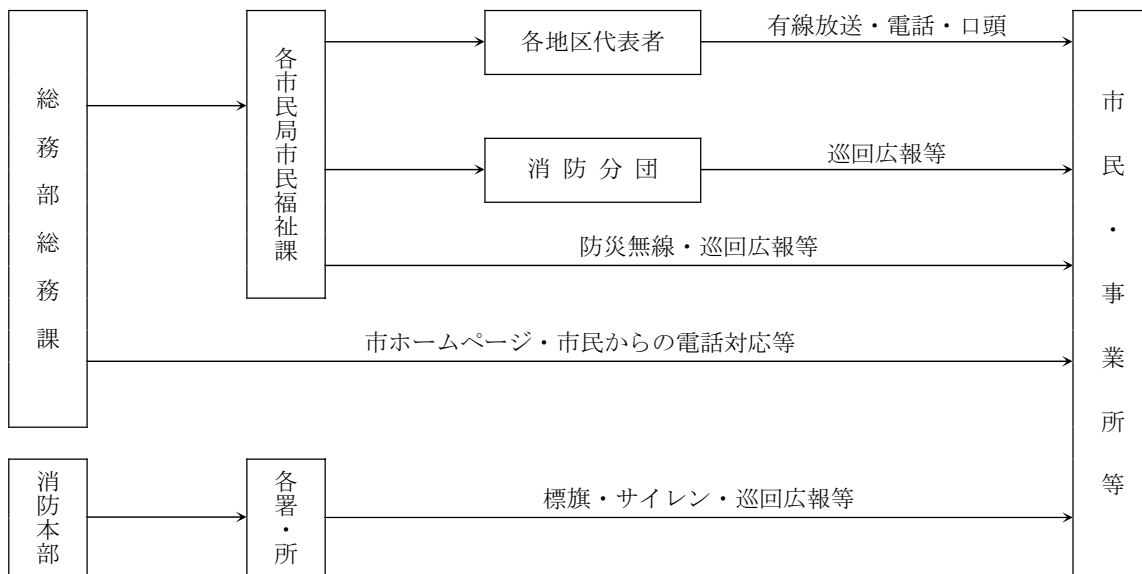
市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝
達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備
のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整
理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を
整備する。

市地域防災計画では、市民、事業所等に対し、次のような伝達方法がとられている。国民保
護計画においても、これに準じて行うものとする。



(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供
や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用
するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設	<ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。

設 備 面	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、府対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運 用 面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・NTT西日本により提供されている災害時優先電話の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。	

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体にこれら伝達方法の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

(2) 防災行政無線の整備

市では、防災行政無線（同報系）が整備されており、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に当たっては、これを有効に活用する。今後は、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

【全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備について】

国においては、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じ

て直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報システム（J-ALERT）の開発・整備を進めてきたが、平成19年度から導入する方針を決めた。

現在の防災無線は、政府の情報をファクスなどで受け取った自治体職員が警報を流している。

平成18年7月5日の北朝鮮ミサイルは、午前3時半に1発目が発射。内閣官房からの情報を消防庁が都道府県にファクス送信したのは午前6時半。自治体に到着を電話確認したのは午前7時半ごろだった。新システムでは、衛星を使って自動的に素早く情報を伝えることが可能になる。

消防庁が平成18年1～3月に全国31団体で行った実証実験では、消防庁の情報発信から無線放送までの所要時間は6～25秒程度だった。

導入に当たり「サイレン等による瞬時情報伝達のあり方に関する検討会」が平成18年3月に報告書を提出し、利用は災害や安全保障で一刻を争う次の13の事態に限定している。

- ① 大津波警報
- ② 津波警報
- ③ 緊急火山情報
- ④ 緊急地震速報（予測震度5弱以上）
- ⑤ 弾道ミサイル情報
- ⑥ 航空攻撃情報
- ⑦ ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
- ⑧ 大規模テロ情報（緊急処理事態に該当するような事例を想定）
- ⑨ 津波注意報
- ⑩ 震度速報
- ⑪ 気象警報
- ⑫ 指定河川洪水予報
- ⑬ 土砂災害警戒情報、東海地震予知情報、臨時火山情報等

今後、全国の市区町村においては、市町村合併に伴う同報無線の親機の統合や遠隔制御装置の設置（旧市町村間の親機の統合運用等）、同報無線の更新やデジタル化、同報無線の導入等が近々に予定される団体が相当数に上ると見込まれる。

この場合、市区町村においてJ-ALERTのために新規に必要な機器について、効率性の観点から、これらの整備時期において一体的に自動起動機の設置及び工事等を行うことも十分に検討されることが必要である。

(3) 府警察、海上保安部との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察、海上保安部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、府から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所そ

の他の多数の者が利用又は居住する施設について、府との役割分担も考慮して定める。

学校、病院その他関係機関の連絡先については、資料編に定めるとおとする。

資料編・関係機関連絡先一覧

- ・学校等連絡先一覧
- ・医療機関一覧

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、府と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、府に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民・負傷住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の住所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体が安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要情報
- ⑱ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意

資料編・安否情報関係様式 様式第1号 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）
様式第2号 安否情報収集様式（死亡住民）
様式第3号 安否情報報告書

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、府の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

【安否情報システムの整備について】

安否情報の収集、整理及び提供に関しては、国において、今後効率的なシステムを検討し、平成18年度にシステムの開発及び平成19年度より運用する予定となっており、それに併せて府では安否情報に係るマニュアルを整備することとしているので、市においても今後検討することとする。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

資料編・被災情報の報告様式

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第6 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研 修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、府消防学校等の研修機関の研修課程や府の実施する研修等を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、府等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、府と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、府、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、府、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、府警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

〈訓練の実施項目〉

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

〈訓練に当たっての留意事項〉

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、府と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 市は、府警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）】

- 住宅地図
(人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
(避難経路として想定される国道、府道、市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
(避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、府、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
(特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。)
- 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
(代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
(消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
(消防機関の装備資機材のリスト)
- 災害時要援護者の避難支援プラン

資料編・関係機関連絡先一覧

・指定避難場所一覧

(2) 近隣市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、近隣市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な

連携を確保する。

なお、市域を越える避難を行う場合、避難先地域を管轄する市町村長は、正当な理由がある場合を除き、避難住民を受け入れなければならない。

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市長は、知事の避難の指示に基づき、避難の誘導の実施方法等を定めた避難実施要領を直ちに策定しなければならない。

このため、市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、府、府警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合において、高齢者、障害者、乳幼児等災害時要援護者の避難の方法等について配慮する。

また、市長は、避難実施要領の内容を住民及び関係団体等に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定めておく。

【避難実施要領に定める事項】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導にかかる関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・避難の実施に関し必要な事項

資料編・避難実施要領のパターン作成に当たって

3 救援に関する基本的事項

(1) 府との調整

市は、府から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や、市が府の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や府との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ府と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、府と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難

に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

〈救援の事務に必要な基礎的資料〉

- 医療機関の状況
- 医療班編成の状況
- 消防力の状況
- NBC災害対応資機材の状況 等

資料編・医療機関一覧
・消防力の現況

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、府と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、府が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

資料編・市内運送事業者輸送力及び輸送施設一覧

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、府が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定

市は、府と連携し、あらかじめ次の基準に留意した上で、資料編に掲げる施設を避難施設として指定している。

【避難施設の指定にあたっての基準】

- ① 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所としての公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。
- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅固な建築物を指定するよう配慮する。
- ③ 一定の地域に避難所が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- ④ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- ⑤ 物資等の搬入搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- ⑥ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

資料編・指定避難場所一覧

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、消防本部と連携を図りながら、市域内に所在する生活関連等施設について、府を通じて把握するとともに、府との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

〈生活関連等施設の種類及び所管府担当部局〉

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	対象施設の根拠法	所管府担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	電気事業法	危機管理監
	2号	ガス工作物	ガス事業法	危機管理監
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	水道法	危機管理監
	4号	鉄道施設、軌道施設	鉄道事業法、軌道法	企画環境部
	5号	電気通信事業用交換設備	電気通信事業法	危機管理監
	6号	放送用無線設備	放送法	危機管理監
	7号	水域施設、係留施設	港湾法	土木建築部
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	空港整備法、航空法	企画環境部
	9号	ダム	河川管理施設等構造令	土木建築部
第28条	1号	危険物	消防法	総務部
	2号	毒劇物	毒物及び劇物取締法	保健福祉部
	3号	火薬類	火薬類取締法	総務部
	4号	高圧ガス	高圧ガス保安法	総務部
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力基本法	危機管理監 保健福祉部
	6号	核原料物質	原子力基本法	危機管理監
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	危機管理監、総務部、保健福祉部、農林水産部
	8号	毒劇薬	薬事法	保健福祉部 農林水産部
	9号	電気工作物内の高圧ガス	電気事業法	危機管理監
	10号	生物剤、毒素	細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律	危機管理監、総務部、保健福祉部
	11号	毒性物質	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律	危機管理監

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等

において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、府の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、府警察、海上保安部との連携を図る。

第3章 災害時要援護者等への支援体制の整備

市は、武力攻撃事態等において、高齢者、障害者、乳幼児等災害時要援護者及び言語、生活習慣の異なる外国人に対し、避難、救援、情報伝達などの国民保護措置を近隣市町を始めとする関係機関と連携し、迅速かつ的確に実施できるよう必要な対策について、以下のとおり定める。

1 災害時要援護者等救援対策に関する基本的考え方、基本指針

- (1) 災害時要援護者の救援対策は、一般健常者に対する救援対策に優先して実施する。
- (2) 日本語を解しない外国人向けの救援対策が周知徹底されるよう、通訳・翻訳ボランティアを確保し、広報・広聴活動に万全を期する。また、食生活文化上の相違による二次的災害が発生しないように配慮するよう努める。
- (3) 市は、対策の実施にあたって、各部の行う復旧対策との連携、府・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、民生児童委員、市内社会福祉施設等福祉関係者に加え、他市町村・都道府県、災害時要援護者相互扶助団体・関連業者・団体・専門家等にも広く協力を求める。
- (4) 市民・事業所に対して、市・府等行政機関の行う、災害時要援護者等救援対策の優先的な実施について、迅速かつ適切な広報活動を展開し理解を求めるとともに、介助ボランティアその他の参加協力を要請する。

2 災害時要援護者対策

(1) 災害時要援護者の所在の把握等

市は、防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携のもと、高齢者や障害者などの災害時要援護者に関する情報を、平素から収集するとともに、災害時要援護者マップを作成するなど所在の把握等に努めるものとする。情報の収集に当たっては、本人から同意を得るなど個人情報の保護に十分配慮し、収集した情報は慎重に取り扱う。

(2) 災害時要援護者への情報伝達体制の整備

ア 府の支援等

府防災行政無線により、府からの的確かつ迅速な情報の伝達が行われる。市は、この府からの伝達により、災害時要援護者に対し警報、避難の指示などの情報の的確かつ迅速な伝達や安否確認を行う。

イ 地域における協力体制の整備

市は、平素から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者及び地域の自主防災組織等との連携を強化し、情報の的確かつ迅速な伝達や安否確認が可能な体制の整備に努める。

(3) 避難支援体制の整備

市は、災害時要援護者及び避難支援者への的確かつ迅速な情報伝達体制の構築に努めるとともに、個々の災害時要援護者に対し複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画の策定に努める。

(4) 病院等施設在所者の避難誘導體制の整備

市は、府と連携して、病院、老人福祉施設、障害者援護施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が在所している施設の管理者に対して、火災や地震等のための既存の計画等を参考にして、平素から避難誘導を適切に行うための体制の整備に努めるよう要請する。

(5) 避難施設対策等

ア 市は、府と連携し、介助員等の配置など災害時要援護者の特性に配慮した避難所の運営の支援に努める。

イ 市は、府と連携し、災害時要援護者の緊急受入れが円滑に実施できるよう、社会福祉施設等の受け入れ体制の確立や施設相互間の協力体制の確立に努める。

(6) 災害時要援護者の安全確保

ア 市は、避難実施要領を作成する場合、武力攻撃事態等において災害時要援護者が迅速かつ適切に行動できるよう、特に配慮する。

イ 市は、住民等の協力も得て災害時要援護者を含めた訓練を実施する。

ウ 市は、食料及び生活必需品の確保に当たっては、災害時要援護者のニーズに配慮した物資の確保に努める。

エ 市は、点字や音声等を使用した広報媒体を活用するなどの方法により、国民保護等の啓発に努める。

3 外国人対策

(1) 外国人支援体制の整備

市は、市の国際化協会等と連携を強化するとともに、府、府国際センター、大学等関係団体との連携を強化し、武力攻撃事態等を始め様々な緊急事態において、地域全体で外国人を支援するシステムの整備に努める。

(2) 日本語の理解が不十分な外国人への情報伝達

市は、日本語の理解が不十分な外国人に対し警報、避難の指示などの情報について多言語化に努める。

(3) 避難施設の運営

市は、府と連携し、言語、生活習慣の異なる外国人に配慮した避難所の運営に努める。

(4) 外国人の安全確保

ア 市は、防災等の広域避難場所や避難路標識、道路標識等の表示板の多言語化やシンボルマークの活用など図式化を進める。

イ 市は、防災や国民保護の訓練への外国人住民の参加の推進に努める。

ウ 市は、府と連携し、外国語による啓発パンフレットの作成・配布など多言語による国民保護等の普及啓発に努める。

エ 市は、外国人雇用者の多い企業・事業所などにおける国民保護に関する啓発が行われるよう努める。

オ 市は、通訳・翻訳ボランティアとの連携体制の確保に努める。

4 観光旅行者等の保護

本市は、海岸部の海水浴客、山間部のスキー客等、年間200万人を超える観光旅行者が訪れる。武力攻撃事態等においては、警報や避難の指示などの多くの情報が、市から自治会等を通じて市民に伝達されることとなるが、観光旅行者等は、こうした伝達ルートから外れており、地理にも不案内である。こうしたことから、市は、観光旅行者等に対し、市民と同様、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、必要な対策について、以下のとおり定める。

なお、外国人観光旅行者等については、前記3の外国人対策も踏まえ、情報の多言語化など、特に配慮を行うものとする。

(1) 観光旅行者等への情報伝達体制の構築

ア 観光旅行関係団体との連携

市は、府と連携し、観光旅行者等に対し警報、避難の指示などを的確かつ迅速に伝達できるよう、市観光協会等を通じた旅館、ホテル、観光施設への情報伝達体制及び観光旅行者が利用すると考えられる公共交通機関やタクシー、コンビニエンスストア等との情報伝達体制の整備に努める。

イ 観光旅行者等への情報提供

市は、府と連携し、観光旅行者等への情報を的確かつ迅速に提供できるよう、情報提供窓口の設置やITによる情報等の伝達システムの構築に努めるとともに、府を通じ放送事業者等へ迅速かつ的確に情報が伝達できるよう平素から意思の疎通を図る。

(2) 帰宅困難な観光旅行者等対策

他の市町又は府外で武力攻撃事態等が発生した場合、公共交通機関等が途絶し、当該地に帰宅が困難な観光旅行者等が多数発生することも想定される。こうしたことから、市は、府と連携し、「相談窓口等の設置」「帰宅支援活動」の対策について、あらかじめ検討する。

また、こうした事態が長期間に及ぶ場合に備え、帰宅困難な観光旅行者等のための一時的な滞在所の設置などの措置について、府と連携し、協議・検討する。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び府の整備の状況等も踏まえ、府と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 府との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、府と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び府と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、職員への啓発について、防災講演会など自然災害に関する啓発事業との連携を図りながら啓発活動を行う。また、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、府教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び安全対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、府、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。（なお、「武力攻撃事態やテロから身を守るために」において応急措置等について記載しており、これらの資料を参照できる。）